

保健事業における事業主健診情報の活用 について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

(令和3年法律第66号)

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築**するため、所要の改正を行う。

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくり・重症化予防の強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

効果的な予防・健康づくり・重症化予防に向けた保健事業における健診情報等の活用促進

【現状及び見直しの方向性】

- 現在、40歳以上の者を対象とする特定健診については、労働安全衛生法に基づく事業主健診等の結果の活用が可能。一方、**40歳未満の者については、同様の仕組みがない。**
- このため、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、**40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みを設ける。**
- 併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う。

※健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

【期待されるメリット・効果】

①データヘルスの一層の推進

⇒加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。

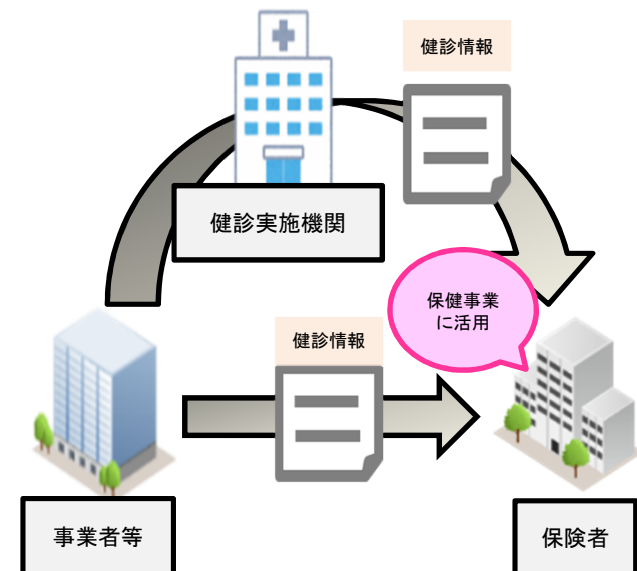
また、集まった情報を協会けんぽや健保連等で統計・分析することで、地域間や業種間、事業所間のデータ比較が可能になり、保険者や事業者等による加入者（＝労働者）の健康課題の把握・対策にも活用できる。
(40歳未満の者の生活習慣病予防対策等にも役立つ。)

②コラボヘルスの促進

⇒保険者と事業者等が同じ情報を基に連携して加入者の健康確保を進めることが可能になり、コラボヘルス（保険者と事業者等の積極的連携による加入者の予防・健康づくりの推進）の実現につながる。

③マイナポ等での健診結果の閲覧が可能になる

⇒事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。



【施行時期】： 令和4年1月

保健事業における事業主健診情報の活用事例

保健事業における活用事例

- 事業主健診情報は、保健事業において、例えば、以下のように活用されている。
 - ・ 若年層からのきめ細かい保健指導や受診勧奨への活用
 - ・ 収集された情報に基づく被保険者における健康状態等の分析
 - ・ 当該分析を基にした、被保険者等に対する健康意識の喚起 等

A健保組合(単一健保)

母体企業は、外食産業であり、短時間労働者が多く、シフト制勤務者や深夜勤務者が多い。生活習慣病を起因とする現役死亡例、重症入院患者や手術を受ける者、健診結果における重症者数が他産業と比較して多いと考え、取組を実施

健診データ(全被保険者分)を健保組合と事業主が共有し閲覧及び検索できるシステムを構築

データ分析の実施。以下のような結果を得る。

- ・ 39歳以下もメタボ対象者が40歳以上と同率程度存在
- ・ 要医療判定者の60%以上が未受診者

徹底した重症者対策を実施。

- ・ 事業主と協力して受診勧奨の実施、重症者の医療機関受診率を事業所単位で集計・共有、受診追跡確認の毎月実施
- ・ 連続重症者への医師の面談等

ヘルスケア企業C

蓄積された健康情報を元に、検査値に応じたリスク評価

保険者に対し、被保険者等が使用できるアプリを提供

- ・ 健診データを入力すると、同性・同年代と比較した糖尿病、心血管疾患の発症リスク、15年後までの発症確率を表示
- ・ 検査結果が変わった場合の発症確率をシミュレーション

B健保組合(単一健保)

生活習慣調査の結果、20～30歳代で運動習慣者の割合が低く、肥満者の割合は高い。
また、特定保健指導の新規対象者約4,000人のうち、約500人が40歳。

新規対象者抑制のため、毎年の事業主健診結果を活用して、40歳未満かつ3歳ごとに若年層保健指導(動機づけ支援)を実施。

40歳以上に比べ体重改善割合も高いなど、若年層で指導結果は良好。

ヘルスケア企業D

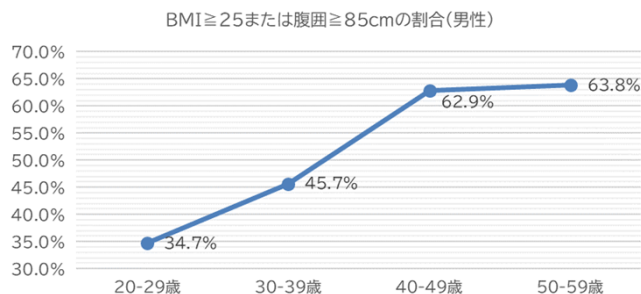
健診結果を踏まえて、個人にカスタマイズされた冊子を被保険者等に送付

- ・ 生活習慣病発症割合を統計的に表示
- ・ 検査項目ごとに経年結果及び同性同年代の平均値を表示
- ・ 健診結果に応じ、カスタマイズされた生活習慣の改善のための対策方法等を掲載

40歳未満健診データを活用した保健事業取り組み事例

参考 D社作成資料

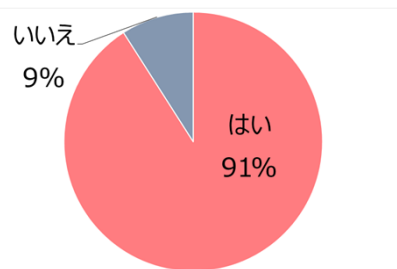
事業主健診の共同利用が既に行われている保険者の中には、20～30代の肥満度の進行を踏まえ、将来のメタボリックシンドローム該当者及び予備群となる可能性の高い方を抽出し、個別性の高い情報提供サービスを提供する取り組みを行っている事例もあり、サービス利用者からも概ね好意的に受け止められています。



国民健康・栄養調査（令和元年）の結果をもとに作成

＜サービス利用者の声＞

来年もこのような冊子を受け取りたいと思いましたか。



【ポジティブ】

- 家族にも自分の健康状況を知らせることができるし、家族で気を付けられるから、冊子があるとよい。
- 分かっていると思っていても、まだ大丈夫と油断してしまうので、改めて注意喚起知れることで、気持ちを持続させる機会になります。

【ネガティブ】

- ちょっと血圧が基準を超えているくらいで「ご用心！」など、不安をあおるような構成が気に障る。おせっかいである。

特徴

1. 健診データを変換した興味を惹く表現
2. 体について知識を深耕させる表現
3. 健康状態や属性ごとにカスタマイズされた表現

【冊子構成】



オリジナル表紙



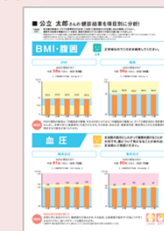
生活習慣病発症予測



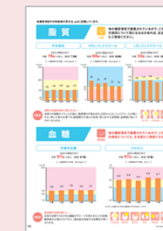
健診結果一覧(3年分)



健診結果のまとめ



健康ランキング
(BMI・腹囲・血圧)



健康ランキング
(脂質・血糖)

健診データに基づく可変部分



健康ランキング
(腎機能・肝機能)



学習ページ
(疾病知識)



学習ページ
(実践:1週間の生活形式)



学習ページ
(実践:日常生活形式)



健康コラム(入浴法)



裏表紙
(問い合わせ・個人情報)

個人の注意すべき検査項目等によって
紙面編成がレコメンド。

事業主健診情報の活用促進のための今後の対応(案)

今後の対応(案)

- 今般の法改正により円滑な事業主健診の提供・取得が促され、こうした活用事例の円滑な実施が可能。今後、保健事業における事業主健診情報の活用の好事例をさらに収集し、他の保険者への横展開を図っていく。
- また、こうした活用に当たっては、被保険者の理解を促す観点から、事業主健診情報を活用する保険者はデータヘルス計画(※)において明示することとする。

※ レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するために保険者が策定する計画

事業主健診情報の個人情報保護に関する対応について

その他の課題

- 事業主健診情報の活用を促進していく一方で、今般成立した法案への参議院厚生労働委員会の附帯決議を踏まえつつ、今後、個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導等を行っていく必要がある。40歳未満の方の事業主健診情報に関する個人情報保護法令の適用関係については、次ページ以降のとおりとなる。

(参考) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄) 令和3年6月3日 参議院厚生労働委員会

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対応を行うこと。

事業主健診情報の個人情報保護法の取扱いについて

- 事業主健診情報は、個人情報保護法における要配慮個人情報に当たり、通常の個人情報におけるオプトアウトによる第三者提供が禁止されるなど、一部について、より厳重な取扱いが求められているところ。
- また、保険者や事業主は、個人情報保護法における個人情報取扱事業者として、次ページ以降の規制が適用される。

(下線は相違部分)

	取得・利用 (第15条～第18条)	安全管理 (第20条～第22条)	提供 (第23条～第26条)	開示等対応 (第28条～第35条)
個人情報 ➤ 生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（個人識別符号含む。）	・ 利用目的の特定・当該目的の範囲内での利用 ・ 偽りその他不正な手段による取得の禁止 ・ 利用目的の通知又は公表	・ 漏洩等の防止のための安全管理措置 ・ 従業者・委託先への必要かつ適切な監督	・ 第三者提供に当たっては、原則として、あらかじめ本人同意が必要（法令に基づく場合等を除く） ・ 第三者に提供した場合及び提供を受けた場合の必要事項の記録 ・ <u>オプトアウト手続きを行うことにより、本人同意を得ることなく第三者提供を行うことが可能</u>	・ 本人から開示等の請求があった場合の対応義務 ・ 苦情等の適切・迅速な処理 等
要配慮個人情報 ➤ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報 ➤ 人種、信条、社会的身分、病歴、身体障害等の障害があること、健康診断結果等	・ 同上 ・ <u>取得に当たってはあらかじめ本人同意が必要（法令に基づく場合等を除く）</u>	・ 同上	・ 同上 ・ <u>オプトアウト手続による提供の禁止</u>	・ 同上

保健事業のための事業主健診情報の提供・取得に関する個人情報保護法の適用について

○ 事業主健診情報の提供及び取得について、個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者への規制に関しては、保険者、事業主ともに個人情報取扱事業者に当たり、事業主の保険者への提供時の本人同意、保険者の取得時の本人同意以外の規制は、適用される。また、個人情報保護法に基づく、個人情報保護委員会の報告・立入検査、指導、勧告及び命令権限については、全て適用される。

<個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者への規制の適用>

利用目的の特定(第15条)	利用目的による制限(第16条)	適正取得(第17条)	取得に際しての利用目的の通知・公表(第18条)	データの正確性の確保(第19条)	安全管理措置(第20条)	従業員の監督(第21条)	委託先の監督(第22条)	第三者提供の制限(第23条)
適用あり	適用あり	1項は適用あり。保険者が取得する際の本人同意(2項)については、 適用なし	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	事業主の保険者への提供時の本人同意(1項)については 適用なし 。保険者が第三者に提供する場合(1項)は適用あり

※「適用なし」とは、各規定において、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用されるため、個人情報保護法に基づく本人同意は不要であることを意味する。

<個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会の指導監督規定の適用>

報告・立入検査(第40条)	指導(第41条)	勧告(第42条第1項)	命令(第42条第2項・第3項)
適用あり	適用あり	適用あり	適用あり

※厚生労働大臣は、事業所管大臣として、上記の指導監督規定の発動を個人情報保護委員会に求めることができる。(個人情報保護法第45条)

保健事業のための事業主健診情報の提供・取得に関する本人の関与について

○ 事業主健診情報については、第三者提供に係る本人同意を除き、他の個人情報と同様に、個人情報保護法に基づき本人の関与に関する規定が適用される。

第三者提供に係る本人同意(第23条1項)	利用目的の通知の求め(第27条2項)	開示請求(第28条)	訂正等請求(第29条)	利用停止等請求(第30条)
事業主の保険者への提供時の本人同意については <u>適用なし</u> 保険者が第三者に提供する場合は適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり

※「適用なし」とは、各規定において、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用されるため、個人情報保護法に基づく本人同意は不要であることを意味する。

事業主健診情報の提供に係る本人同意の有無について

- 現行の40歳以上の者の事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)について、提供者(事業主及び旧保険者)ごとに提供・取得時の本人同意の有無は以下のとおりであり、保険者が事業主から提供を受ける場合については、本人の同意は不要である。

特定健診等の実施のための事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)の提供【40歳以上】

		提供者		
		事業主	保険者(保険者間引継)	
			オンライン資格確認経由	オンライン資格確認以外
受領者	保険者	本人同意 <u>不要</u> (※1) (高確法第27条)	本人同意 <u>不要</u> (※1、2) (高確法第27条第3項、実施基準第13条第1項)	本人同意 <u>必要</u> (※1、3) (高確法第27条第3項、実施基準第13条第1項)

※1 表中の規定に基づく情報の提供・取得であることから、個人情報保護法第17条第2項及び第23条第1項に定める、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用される。

※2 令和3年2月の厚生労働省令改正により、オンライン資格確認等システム経由の保険者間引き継ぎについては、省令上の同意を不要とした。

※3 オンライン資格確認等システム経由の特定健診情報のやりとりでは、オンライン資格確認システムに登録することで、保険者引継ぎを不可とする仕組みを構築している。また、通知において、旧保険者が特定健診情報を現保険者に提供することを希望しない旨の申出(＝オプトアウトの申出)について、保険者が資格取得時に、当該申出に係る申請書を配布することや、ホームページ等へ申請書を掲載することなどを通じて、当該申出が可能であることを加入者に周知している。

事業主健診情報に関する個人情報保護のための追加の対応(案)

個人情報保護に関する追加の対応(案)

- 40歳未満の者の事業主健診情報の個人情報保護に関する取扱いについては、前ページの現行の40歳以上の者の事業主健診情報における対応と同様としてはどうか。
- 併せて、附帯決議のとおり、個人情報保護法や健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等を保険者に改めて周知することとする。
- なお、保険者が取得できる事業主健診情報については、40歳以上の者の場合と同様に特定健診に相当する項目としてはどうか。

40歳未満の者の事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)の個人情報保護に関する取扱い(案)

		提供者	
		事業主	保険者(保険者間引継)(※2)
受領者	保険者	本人同意 <u>不要</u> (※1) (健保法第150条等)	本人同意 <u>必要</u>

※1 表中の規定に基づく情報の提供・取得であることから、個人情報保護法第17条第2項及び第23条第1項に定める、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用され、個人情報保護法に基づく本人同意は不要である。

※2 オンライン資格確認経由での保険者間引き継ぎについては、現時点ではシステム上対応していない。

(再掲)全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)令和3年6月3日
参議院厚生労働委員会

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。

参考資料

予防・健康づくり・重症化予防の推進 ～保険者による保健事業の適切・有効な実施の促進策～

社会保障審議会
医療保険部会資料
(令和2年10月28日) 一部改

現状と課題

○ 健康保険法等では、保険者は、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業(保健事業)を行うに当たっては、医療保険等関連情報(※)を活用し、適切かつ有効に行うこととしている。

※「医療保険等関連情報」とは、医療に要する費用に関する地域別、年齢別、疾病別等の状況や特定健診・特定保健指導の実施状況に関する情報等。

○ 保険者が保健事業を実施するにあたっては、特定健診の結果等を活用することとされているが、

課題① 特定健診の対象は40歳以上の者であり、40歳未満の者については労働安全衛生法による事業主健診等の結果の活用が考えられるが、40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みがない(※)

課題② 事業主健診等を受診した者については、保険者が事業者等からその結果の記録の写しの提供を受けることでこれを特定健診の結果として活用できるが、実態として特に中小企業等からの保険者への提供実績が低い

といった課題があるため、保険者が保健事業をより適切かつ有効に実施するためにはこれらの課題を解決する必要がある。

※ 個人情報保護法では、法令に基づく場合には本人同意を得ずに個人データを第三者に提供できるが、40歳以上の者に関しては既に高齢者の医療の確保に関する法律第27条において健康診断結果の提供に関する規定が存在するため、提供にあたり本人同意は不要とされている。

課題解決に向けた対応

「法令指針による対応」

(1) 40歳未満の者の事業主健診等結果の保険者への提供等に係る法的仕組みの整備(法改正事項) (※1) 【課題①への対応】

- 保険者の適切・有効な保健事業の実施を促進するため、以下の内容について必要な法改正を実施。
 - ① 保険者は事業者等に40歳未満の者の事業主健診等結果も提供を求めることを可能とする(※)。(提供を求められた事業者等はこれを提供しなければならないこととする。)
 - ※40歳未満の者の事業主健診等の結果の提供についても個人情報保護法上の本人同意を得る必要がなくなる
 - ※併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う
 - ② 保険者は①で提供を受けた事業主健診等結果を活用し適切・有効に保健事業を行うこととする。
- * 健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

(2) 労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正(指針改正) (※2) 【課題②への対応】

- 当該指針に、40歳以上の事業主健診について事業者から保険者へ事業主健診の結果を提供すべき旨等を規定する。

(3) 事業主健診の血糖検査の取扱いの見直し (※3) 【課題②への対応】

- 事業主健診の血糖検査の方法を特定健診と合わせ(HbA1C検査を認める、随時血糖について食直後を避けることとする)、事業主健診と特定健診の項目の差異を減らす。

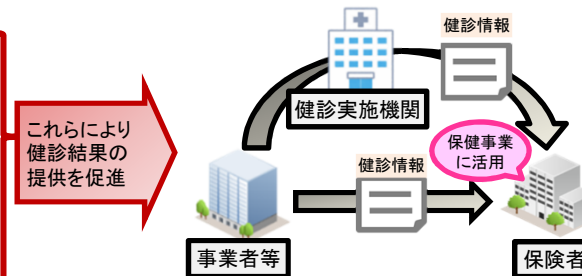
(4) 事業者と健診実施機関の契約書のひな形の作成 (※4) 【課題②への対応】

- 保険者への健診結果の提供事務を事業者が健診実施機関に委託するための契約書のひな形を作成し、健診実施機関から保険者に事業主健診の結果を直接提供することを推進。

(5) 事業主健診時における保険者番号等の活用促進 (※4) 【課題②への対応】

- 健診実施機関による保険者への健診結果の提供や、保険者における被保険者等と健診結果の紐付けを円滑にする観点から、事業主健診の問診票のひな形に保険者番号や被保険者番号等を記入する欄を設け、健診実施時にその問診票の使用を推進。

「通知による対応」



これらにより
健診結果の
提供を促進

メリット・効果

① データヘルスの推進

⇒ 加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。

② コラボヘルスの促進

⇒ 保険者と事業者等の積極的連携による予防・健康づくりの推進につながる。

③ マイナポ等での健診結果の閲覧

⇒ 事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。

(※1) 令和3年の通常国会で成立した全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により措置。令和4年1月1日施行。

(※2) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(健康保持増進のための指針公示第8号)

(※3) 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について(基発1223第5号・保発1223第1号)

(※4) 定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて(基発1223第7号)

「データヘルス計画」とは

● 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成26年改正）

第四 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

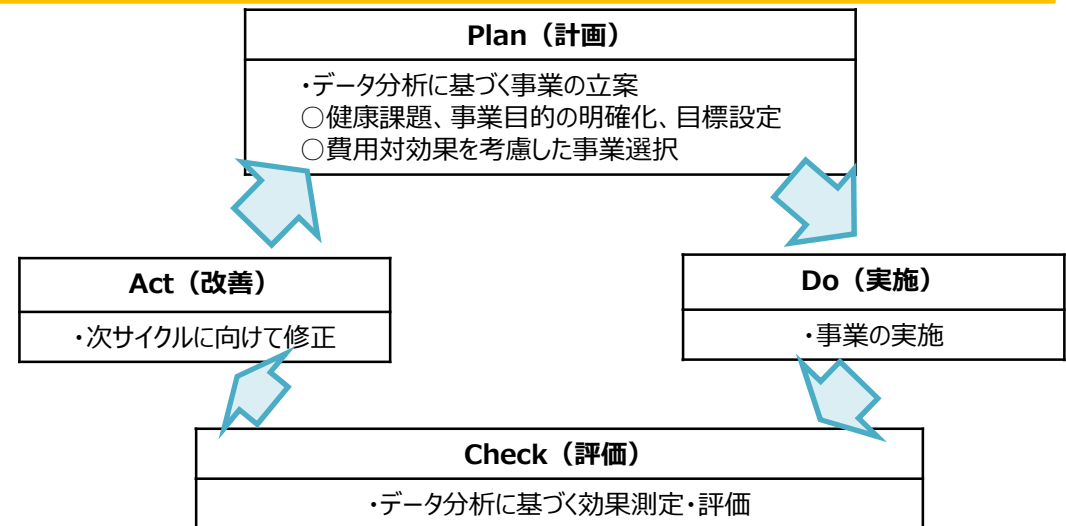
保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

⇒ 平成27年度からの第1期データヘルス計画では、**全健保組合・全協会けんぽ支部が計画を策定**。平成30年度からの**第2期データヘルス計画は、本格稼働としてさらなる質の向上を目指す**。

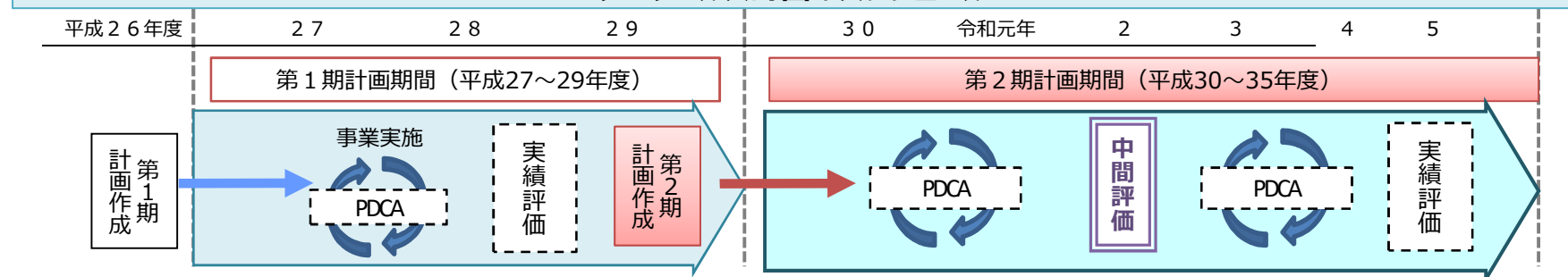
「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

ねらい：「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時に図る。



データヘルス計画のスケジュール



個人情報保護法 参照条文①

(要配慮個人情報、個人情報取扱事業者の定義等)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

○個人情報保護法施行令(平成15年政令第507号)

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。))により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。))の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

個人情報保護法 参照条文②

(個人情報取扱事業者への規制等)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

個人情報保護法 参照条文③

(個人情報取扱事業者への規制等)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報保護法 参照条文④

(個人情報取扱事業者への規制等)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 五 本人の求めを受け付ける方法
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

個人情報保護法 参照条文⑤

(個人情報保護委員会による指導権限)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二条まで、第二十三条(第四項を除く。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二項を除く。)、第二十七条、第二十八条(第一項を除く。)、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条(第六項を除く。)の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

個人情報保護法 参照条文⑥

(本人による関与等)

○個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 参照条文

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)

(他の保険者が行う記録の写しの提供)

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならない。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたとき又は当該記録の写しの提供が電子情報処理組織(電子資格確認(法又は医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下この条において同じ。))において保険者が回答を行う際に使用する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術(電子資格確認において保険者が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。以下この条において同じ。)を利用する方法により行われたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3 法第二十七条第三項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(記録等の提供に要する費用の支払)

第十五条 他の保険者又は事業者等は、第十三条又は前条の規定により記録の写しを提供したときは、当該記録の写しの提供を求めた保険者から、現に当該記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができる。

高齢者の医療の確保に関する法律等 参照条文

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和58年法律第80号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者(国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。)があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法(大正11年法律第70号)

第百五十条

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断(特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。)を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)

(他の保険者が行う記録の写しの提供)

第十三条 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、当該他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容について説明を行い、かつ、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならない。ただし、当該記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、当該他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたとき又は当該記録の写しの提供が電子情報処理組織(電子資格確認(法又は医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下この条において同じ。))において保険者が回答を行う際に使用する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用する方法その他の情報通信の技術(電子資格確認において保険者が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。以下この条において同じ。))を利用する方法により行われたときは、この限りでない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3 法第二十七条第三項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

定期健康診断と特定健診の必須項目

		高齢者医療確保法（実施基準第2条）	労働安全衛生法（定期健康診断）
診察	既往歴	○	○
	（うち服薬歴）	○	※
	（うち喫煙歴）	○	※
	業務歴		○
	自覚症状	○	○
	他覚症状	○	○
身体計測	身長	○	○注1)
	体重	○	○
	腹囲	○	○注2)
	BMI	○	○注3)
血圧	血圧（収縮期/拡張期）	○	○
生化学検査	中性脂肪	○	○
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○注4)	○注4)
	GOT（AST）	○	○
	GPT（ALT）	○	○
	γ-GTP（γ-GT）	○	○
	血清クレアチニン検査（eGFR）	□	□注7)
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	●	●
	随時血糖	●注5)	●注5)
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
血液学検査	ヘマトクリット値	□	
	血色素量	□	○
	赤血球数	□	○
生理学検査	心電図検査	□	○
	眼底検査	□	
生理学検査	視力		○
	聴力		○
	胸部エックス線検査		○
	喀痰検査		□注6)

注：労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、40歳以上における取扱いについて記載している。

○…必須項目

●…いずれかの項目の実施で可

□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼

注1）医師が必要でないと認めるときは省略可

注2）以下の者については医師が必要でないと認めるときは省略可

1 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの

2 BMI（体重(kg)／身長(m)²）が20未満である者

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

注3）算出可

注4）中性脂肪（血清トリグリセライド）が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロールで評価を行うことができる。

注5）やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

注6）胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可

注7）医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい項目

データヘルス改革に関する工程表

厚生労働省データヘルス改革推進本部(令和3年6月4日)

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザ・インターフェイス）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報						
	乳幼児健診・妊婦健診	● マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					
	特定健診		● マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				
	事業主健診（40歳未満）	法制上の対応・システム改修			● マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診	データ標準化、システム要件整理	システム改修		● マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）		
	学校健診（私立等含む小中高大）	標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始		● マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～） ※2024年度中に全国の学校で対応
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～） ※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用		※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に		
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備	ガイドライン整備	●	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）		適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）	
	より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討		●	マイナポータルの利便性向上に向けた取組		ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む） ● 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～） ※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に	

定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について

(令和2年12月23日労働基準局長、保険局長連名通知)

背景・基本的な考え方

- 高確法では、労働者が安衛法に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとしてとされ、また保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないとされている。
- 事業者から保険者への安衛法に基づく定期健診の結果の提供は、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるものであり、事業者から保険者に健診等の結果を迅速かつ確実に情報提供されることが重要である。

健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキーム

